

#### はじめに

岡山市は、中国地方の東南部に位置し、中国 山地を背にした風光明媚な瀬戸内海に臨む面積 789.95㎡、人口約72万人の岡山県の県都で、日 本三大奇祭の一つである「はだか祭り」は全国 的に知られており、古くから京阪神、九州、四国 を結ぶ海陸交通の要衝として発展してきた。

また、冬は厳しい季節風を中国山地がさえぎ り、毎年本土を襲う台風も四国山脈が防壁と なって勢力が弱められ、影響が比較的少ないな ど自然条件に恵まれ、温暖な瀬戸内特有の気候 風土から一年を通して晴れの日が多く、「晴れの 国おかやま | としても有名である。

平成21年4月から政令指定都市へと移行した 岡山市は、平成28年3月には10年後の将来を見 据えた市政運営の羅針盤となる第六次総合計画 を策定し、「未来へ躍動する桃太郎のまち岡山」 を都市づくりの基本目標に掲げ、取り組んでいる。

#### 岡山市消防局の体制

当局は、隣接している吉備中央町(面積: 268.78㎡、人口約1万2千人)の消防事務を受 託し、1局(5課)、5署、1分署、14出張所の 体制で「市民の安全確保・安心して暮らせる地 域づくり」を目指し、職員736名で全力を挙げて 消防業務に取り組んでいる。

# 公表制度の施行前に 違反是正させた防火対象物が 数年後火災になった事例

岡山市消防局予防課違反是正係課長補佐 加藤恵介



#### 表 1

建物名称	K本町ビル
構造	鉄骨造
階数	地上5階・屋上に塔屋あり
延べ面積	461.9m²
用途	(16)項イ
収容人数	83人
既設消防用設備等	消火器、誘導灯、避難器具
未設置の消防設備	自動火災報知設備

#### 表2

階	用途	面積
PH	(15)項	4.08 m²
5	(3)項口	84.97 m²
4	(3)項口	92.48 m²
3	(3)項口	92.48 m²
2	(15)項	92.48 m²
1	(3)項口	95.48 m <sup>2</sup>
		計 461.97㎡

予防業務については、平成27年度からの公表制度施行に伴い、違反是正が完遂されていない対象物を迅速に、効果的に違反処理していくため、局予防課に違反是正係を新設し、また、平成28年度からこれまで警防課が主管であった火災調査業務も、予防課内に火災調査係を設け運用を開始している。これにより、予防課は従来からの設備指導係、危険物保安係を含む4係15名となり、5署の予防係55名(隔日勤務員含む。)と合わせて70名で、査察事務、消防同意及び消防用設備等審査事務、危険物規制事務、保安3法関連事務、住宅防火(住宅用火災警報器)推進事務、違反是正事務等を行う体制となっている。

#### 違反是正の具体的な事例

#### 「事前の一策は、事後の百策に勝る」

読んで字のごとく、何かコトが起きる前に準備や対応がきちんとできていることの価値は、コトが起こってから慌てて対応に走り回ることよりはるかに高く、効果的であるということである。



火災前の建物写真

今回、事例に挙げる事案はまさにそのコトであり、どこの消防本部でも起こり得る案件であるため、今回この場をお借りして発表させていただく。

#### (1)防火対象物の概要

当該建物は、昭和55年11月10日に岡山市火災 予防条例に基づき防火対象物使用開始届が出され、当初から店舗・事務所の使用形態をなして おり、消防法施行令別表第一に定める複合用途 防火対象物(16)項イである(表1、2参照)。

使用開始時は消防法令の基準に適合していたが、平成15年の新宿歌舞伎町火災に伴う消防関係法令の改正により、自動火災報知設備の設置 遡及対象となったため、平成17年10月1日以降、新たに違反対象物となった建物である。

# (2)是正指導の経過(違反の通知から設置に至るまで)

平成15年の消防関係法令の改正から、自動 火災報知設備の設置に至るまでの間、立入検査 実施により違反是正指導した回数(猶予期間含 む。)は8回で、特に違反対象物となった平成17 年度以降については、平成25年までほぼ毎年指



導を実施している。特に平成25年3月14日付で の具体的な改修計画を進めていくことが出来た。 署長名の指示書を交付したことで、建物所有者 の対応がそれまでと一変し、違反是正に向けて の設置に伴う消防検査を実施した(表3)。

そして、平成26年6月30日に自動火災報知設備

#### 表3

日付	内容
H 13	13
H15.4.18	17.10.1まで)
H18.4.20	自動火災報知設備の設置を「改善指示書」で指導
H19.5.21	自動火災報知設備の設置を「改善指示書」で指導
H19.7.12	「改善計画書」で業者に見積りを作成させる旨の回答
※この間に「	改善指示書」から「査察結果通知書」に様式変更あり
H20.8.11	自動火災報知設備の設置を「査察結果通知書」で指導
H20.9.3	「改善計画(結果)報告書」で業者に見積りを作成させる旨の回答
H21.12.10	自動火災報知設備の設置を「査察結果通知書」で指導
H22.6.29	自動火災報知設備の設置を「査察結果通知書」で指導
H22.7.1	「改善計画(結果)報告書」で業者に依頼している旨の回答
H23.10.26	自動火災報知設備の設置を「査察結果通知書」で指導
H24.12.26	自動火災報知設備の設置を「査察結果通知書」で指導
H25. 1 .21	「自衛消防訓練実施計画」受領、及び「改善計画書」で業者に見積りを作成させる旨の回答
※この間で「	署長名の指示書」を交付しておくべきだった。
H25.2.14	施主の依頼を受けた建築業者が改修の相談に来署(1回目)
H25.3.14	所有者Kへ、下記8事項について署長名の指示書を交付 ①統括防火管理者の選任 ②テナントごとに防火管理者の選任 ③消防計画の作成 ④階段通路の物品除去 ⑤カーテン・じゅうたんは防炎物品を使用 ⑥消防用設備等の維持管理 ・自動火災報知設備を設置 ・消火器の適正配置 ・避難器具の改修 ・誘導灯の改修 ⑦消防用設備等の点検 ⑧防火対象物の点検 来署及び手渡しによる受取りを拒否し、郵送希望のため、配達証明により郵送
H25.3.26	上記、指示書が宛先人不明で返送される。
H25.3.26	再度、管理会社の住所に所有者宛の指示書を配達証明で郵送
H25.3.29	郵便物等配達証明書を受領 H25.3.28に所有者宛に配達されたことを確認
H25. 4.25	施主の依頼を受けた建築業者が改修の相談に来署(2回目)
H25. 4.25	設備業者から、自動火災報知設備の着工届を受領
H25.10.28	現地確認するも工事進捗なし。自動火災報知設備は未設置のため業者へ確認の連絡
H25.12.26	施主の依頼を受けた建築業者に連絡すると、建物の工事をはじめた模様
H26.2.19	現地確認すると、建物は工事中だが消防設備の工事は行っていない。(自動火災報知設備の 施工業者を変更した模様)

H26. 2 .21	H25.4.25に着工届を提出していた消防設備業者と違う業者が来署し、管理会社からの依頼により自動火災報知設備の工事を請負ったとのこと
H26. 2.24	図面等がないため、査察台帳資料提供申請書により図面等を設備業者に資料提供
H26.5.19	自動火災報知設備の着工届を設備業者から受領
H26. 6.30	自動火災報知設備の完成検査を実施
H27.7.24	防火対象物点検、消防用設備等点検結果報告書を受領
H29. 1 . 7	建物火災(半焼)
H29. 1 .11	火災発生に伴う立入検査を実施 建物が使用できない状況であり、再開する際は消防法令を順守したうえで再開することを 強く指導する。
H29. 1 .12	防火対象物使用休止届を受領
H29.5.12	防火対象物使用開始に伴う検査実施 一部(2、3階)はスケルトン状態であるが、建物及び消防用設備等については改修済
H29.7.12	2、3階部分の防火対象物使用開始に伴う消防用設備等についての検査実施、使用開始

#### (3)火災の概要

出火日時:平成29年1月7日(土)

覚知 22時32分 鎮火 0時19分

火災種別:建物火災(半焼) 1棟(火元)

建物火災(ぼや) 2棟(類焼建物)

火災原因: 3階飲食店の厨房において、ガスこ

んろ (都市ガス) で揚げ物をしていた ところ、鍋の油が過熱され出火、周

囲に延焼拡大したもの

初期消火:粉末消火器を使用するも、初期消火

失敗

避難誘導:自動火災報知設備のベルに気付き、

建物全体で各店舗が避難誘導を実 施したことにより、火災による逃げ

遅れなし

負傷者等:なし

#### (4)今回の課題と問題点

本事案について、かろうじて火災発災前に自動火災報知設備が設置されていたことにより、 負傷者等も発生することなく、ましてマスコミ等で大きく取りざたされることもなかったが、一歩間違えれば全国の消防本部に顔向けできないような事態になっていたかもしれないことは明白である。

問題点は、やはり自動火災報知設備の設置義 務違反となってから、なぜ約9年もの間、是正さ れなかったかということである。 予防係の立入検査担当者が、毎年立入検査を 実施し、繰り返し行政指導をしてきたにもかか わらず、改修計画は提出されたものの、具体的 な改修には至らなかった。

しかし、対象物の関係者の態度が一変した時期がある。それは平成25年3月に交付した「指示書(消防署長名)」の効果であろう。

この時から、対象物の関係者も建築業者へ具体的な改修の依頼を行い、違反是正に向けて前向きな姿勢を示すようになった。

対象物の関係者にもっと早く、消防側の本気 度を態度で示し、具体的で効果的な方法を講じ ることで、これほど関係者の態度や思慮が変わ るのであれば、なぜもっと早い時期に手を打たな かったのか?

言い訳としては次のようなものが考えられる。

## ①組織の問題

- 規程や要綱等が実情に対応できていない。 (根拠となる部分が不足)
- 違反是正の専門部署や担当者がいない。
- 違反対象物がたくさんありすぎて、どの違 反対象物から手をつけていけば良いのか分 からない。(優先順位をつけられない。具 体的な基準がない。)
- 人事異動等で、慣れた頃に異動になる。誰 が担当者なのか分からない。
- マニュアルがない。



• 組織として人材育成が出来ていない。知識 の伝授が出来ていない。

#### ②個人の問題

- 対象物の関係者の立場で考えてしまう。(弁 護士に相談すると言われ、及び腰。お金が ないから、店をやめるしかないと言われ同情 等。)
- 現実逃避。他者依存。(自分がやらなくて も誰かがやってくれる。)
- 違反是正のやり方が分からない。何から、 どの対象物から手をつければ良いのか分か らない。
- 違反是正に関しての意識が希薄。
- 行政指導だけで、十分改修させられるとい う安易な(甘い)考え。

#### ③環境の問題

- 違反是正を始めると、業務量が増え、他の 仕事が出来なくなる。(違反是正の対応に 縛られる。)
- 違反処理(行政処分)をしなくても、行政指 導で十分是正されるという過去からの風潮、



違反対象物の公表制度

平成27年4月1日からスタート

防法令違反の建物を 岡山市のホームページに公表します。



#### 【違反公表制度】

建物を利用される方自身が安全の判断ができるために、建物に重大な消防法令違反が 認められる場合、その名称等を公表するものです。

#### 【公表制度の対象となる建物】

多数の方や自力で避難をすることが難しい方が利用する建物

劇場・映画館・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・社会福祉施設など

【公表制度の対象となる違反】

義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知 設備)が設置されていない違反

・建物の名称【例:〇〇ビル】 ・所 在 地【例:同山市〇区〇〇町〇-〇】 ・違反の内容【例:自動火災報知設備の未設置】

□消防局では、このような違反のある建物の所有者に対して、継続して改善指導を行っ ています.

#### 【建物所有者のみなさまへ】

重大な違反はもとより、火災予防上の不備がないように、防火管理を適切に行ってください。 また、建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。

# 岡山市消防局

お問い合わせ 予防課 086-234-9974

【予助課URL】 http://www.city.okayama.jp/category/category\_00001377.htm

#### 公表制度のお知らせ

- 消防が今までの指導育成業務から、取締業 務へ転換しきれていない。
- 違反是正をしようとすると、他(対象物の関 係者以外の者)から横槍が入る。
- 火災や救急出動のような手当てに関するも のがない。

かく言う私自身も、予防担当を10数年経験し ていながら、いざ違反処理となると身構えていた 過去もある。

消防職員が言い訳を準備し、本来であれば守 るべきは市民の安全・安心であるところを履き 違え、「初めの1歩を踏み出せないでいること。」 それが一番の問題ではないだろうか。

## 新たな違反是正体制の構築

先にも述べたとおり、当局は今、違反是正に おいて変貌の時期を迎えている。

平成27年度から、機構改革により課内に違反 是正係を設け、公表制度のスタートと同時期に 「岡山市火災予防違反処理規程」、「同事務取扱 要綱」及び「岡山市火災予防査察規程」、「同事 務取扱要綱」も改正した。

また、平成28年度からは、当局管内の違反対 象物を次のとおり優先順位をつけ、重大違反対 象物として特定したところである。

- ①特定用途防火対象物で自動火災報知設備、屋 内消火栓設備、スプリンクラー設備の何れか が未設置
- ②特定用途防火対象物で自動火災報知設備、屋 内消火栓設備、スプリンクラー設備の何れか に過半又は重大な機能障害があるもの
- ③上記①、②以外の特定用途防火対象物で自動 火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンク ラー設備に機能障害があるもの
- ④特定一階段等防火対象物で、避難器具が未設 置
- ⑤消火活動上必要な施設の何れかが未設置
- ⑥非特定用途防火対象物で、自動火災報知設 備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の 何れかが未設置

•	違反処	理計画(行政指	音導による是正が見込む	かない物件)					6	7	8	9	10
ループ 医分		敷地コード	対象物名 1	投債等	<b>履行機関(E</b>	1) 処理区分	開始	終了	1:5 9 0 11 11 11 11	3 7 m m m 20 27 3	4 8 4 4 2 2 2 2	1 5 9 12 11 21 25 25	37
	2 北	3000000525	**********	自動火災報知設備		90 指示書交付	H29.6.1	H29.7.1	••••••				
	2 北	3000000337	888888888888888888888888888888888888888	自動火災報知設備一部未警戒		90 登記簿等収取(局)	H29.8.1	H29.8.31			•••••		
	2 北	3000000309	ccccccccc	自動火災報知設備		90 警告移行文書送付	H29.8.1	H29.8.31			•••••		
	2 北	3000000253	0000000000	<b>里内消火栓設備機能不良</b>		90【署】警告処理	H29.10.1	H29.12.1					•••••
1		П	各処分の効果を検証後、随時スケジュール			[局]警告処理							
			の変更を行う。	きければ随時前倒し		基準適合命令処理	H30.3.1	H30.6.1					
			例)・是止効果が大さ ・是正効果が低け			催告書交付	H30.10.1	H30,11,1					
		ACELMAN BOTT SACEND		TOTAL MENT		弁明·聴聞等	H30.11.1	H30.12.1					
					使用停止命令	H31.1.1	H31.3.1						
	3 北	3100003742	EEEEEEEEEE I	自動火災報知設備型式失効	-	90 違反処理移行前連絡	H29.6.1	H29.7,1					
	3 北	3100000106	FFFFFFFFF I	自動火災報知設備型式失効		90 指示書交付	H29.7.1	H29.8.1					
	3 北	300000065	GGGGGGGG I	自動火災報知設備型式失効		90 登記簿等収取(局)	H29.9.1	H29.9.30					
	3 北	3000002216	нининин 1	自動火災報知設備不鳴動		90 警告移行文書送付	H29.9.1	H29.9.30					Tiiii
2	3 北	3000000368	ו וווווווווווווווווווווווווווווווווווו	自動火災報知設備型式失効		90【署】警告処理	H29.12.1	H30.1.31					
進	3 北	3000010576	кижиник (	自動火災報知設備不鳴動		90【局】警告処理							
	進捗管理表「動きなし」物件を対象としております。現在行っている進捗管理		里で、進	基準適合命令処理	H30.5.1	H30.8.1							
		が見られれば対象から外れ、逆に動きがなくなった物件は、リストへ入り			催告書交付	H30.10.31	H30.12.1						
4	-	1		1		使用停止命令							
	3 西	3021003597	ишши 1	自動火災報知設備型式失効		違反処理移行前連絡	H29.6.1	H29.7.31					
219	0.70					The manager of			or deprivate page	44444	uri di selectioni di la constitución di la constitu		

具体的な違反処理計画

# ⑦(5)項イ、(6)項、(16)項イの防火対象物で、 防火管理者が未選任

そして、重大違反であるにもかかわらず、連絡すら取れていない違反対象物を割り出し、違反是正の進捗管理をより徹底させるため、Microsoft社のAccessソフトウェアを活用した「違反処理進捗管理システム」を新たに構築した。

各署に上記重大違反対象物の正副の担当者を それぞれ決めさせ、立入検査及び関係者との連 絡等について逐一入力させ、局と署で情報共有 が可能なシステムの運用を開始したのである。

この進捗管理システムにより、今まで遠かった違反対象物との距離がぐっと縮まることとなった。

また、上記の重大違反対象物については、行政指導だけでは是正が見込めそうもない場合において、各署単位で違反対象物を5件程度ごとにグループ化し、具体的な履行期限を決めて進捗管理を行うための「具体的な違反処理計画」を定めさせた。このことにより、重大違反対象物ごとに違反処理までの道筋が「見える化」されたのである。

さらに、この「見える化」された違反対象物においては、「違反状況説明書」等を使用し、効果的な違反是正指導を実施しており、また、違反是正に関する各種研修等も定期的に開催している。

# 「人は変わる!対応も変わる!環境も変わる!」 ①人は変わる!

# ア 消防職員

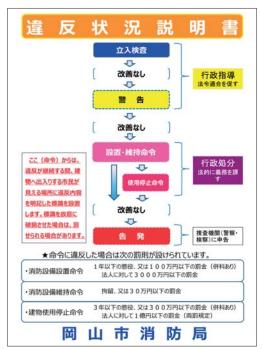
熟練の職員が毎年多数退職の時期を迎え、今、若手の職員がどんどん採用されている。若手の職員は優秀であるばかりか、採用されて数年ということであれば考え方も合理的であり、ヤル気も旺盛である。

古い体質、考えの職員であれば、「どうせやってもまた違反状態となり、いたちごっこの繰り返し」「もし、訴訟でも起こされたら?」という考えもあろう。しかし、若い職員が各署で予防担当者となり、中堅職員から違反是正の手ほどきを受け、実際に中心となって違反処理が出来るレベルまで達している署もある。

各署間での意識レベルの違いは、致し方ない ところであるが、私は「とりあえず1件、違反是 正してみよう」を合言葉に若手職員のモチベー ションを高めるようにしている。

何もやらずに、やる前から尻込みしてしまうより、やってみることによって新たな発見、気付きがあったり、やってみると案外簡単だったりする。

実際の火災現場で、目前で助けを求めている 要救助者を何もせずに黙って見ている職員が果 たしているだろうか?「石橋をたたいて渡る」な らまだしも、「石橋をたたいても渡らない」「石橋 は渡らない」ことが最悪である。



違反状況説明書

実際にやってみれば、思いのほか簡単であり、次もやってみようと思うはずであり、難しければそれを克服する方策を考えれば良い。案外簡単であることが分かれば自信も持てる。次からはこうしよう、こうすればもっと良く出来るかもしれないという欲も出る。一つ一つの確実な実績を重ねていくことで「人は変わる!」のである。

#### イ 関係者

私自身、若い頃立入検査を実施した際に、関係者から、「また来たの?消防は(公務員は)暇でいいね」とよく言われたものである。

違反是正を実施していくに当たり、建物の管理会社等にも消防が以前と違い、是正がなされない場合は、次の違反処理へ移行するという風潮が最近少しずつではあるが、広がってきつつある。

「どうせまた1年程したら来るんでしょ?また来年も同じでしょう?」と言っていた関係者に対し、履行期限を区切り期限までに是正されない場合は、違反処理に移行しますと伝えたところ、急遽是正された事案も多数耳にするようになってきた。

また、ある違反対象物では父親の会社を手伝っていた次期社長となる息子が、父親に対し、「父さん、僕が会社を引き継ぐのに違反を残したままなの?これだけ消防に言われているのに、なぜ直さないの?そろそろ改修しようよ」と告げられ、是正に前向きになったという話もある。

消防が毅然とした態度で関係者と向き合い、 行政指導で是正されない場合は行政処分に移行 する旨を説明するだけでも関係者の意識は変わ る。「人は変わる!」のである。

#### ②対応も変わる!

#### ア 消防職員

違反対象物への連絡、進捗管理を言われている予防係の若手担当者も多くいる。「また今日も連絡が取れませんでした。」「相手から「忙しいのに電話ばっかりしてくるな」と怒られました。」と嘆いていたため、「じゃあ、私が今後是正をされない場合、違反処理に移るからという話をするから、一度署に呼んでくれ」と関係者に署まで来てもらうことにした。

関係者も当初は署に呼ばれて、憤然とした態度をしていたが、万が一火災が発生した際、死傷者が出た時の社会責任、残された家族への説明責任、自分の従業員への生活保障、及び社会保障等々、こんこんと論したところ態度が一変した。

それを横で見ていた若手職員の対応も一変し、 違反是正の話をうまく使いながら関係者に連絡 をしていた。違反是正を視野に入れた行動、言 動で消防職員の対応も変わるのである。

#### イ 関係者

街中の雑居ビルを複数所有及び管理している 関係者がいるが、立入検査を実施することも困 難な状況であるため、職員もその対応に苦慮し ていた。

そこで、この関係者が所有するうちの1件の公表物件に対し、「一向に是正の意思が見られないため、局の違反是正係から厳しく指摘されましたので、今後、違反処理に移行します。」と告げさせたところ、この関係者から是正に関する具体的な相談、及び設備業者との契約書を持参したとのことであった。今までいくら行政指導

で改修を促していても、全く是正意思が見られ なかった関係者でさえも、違反是正を視野に入 れた行動、言動で対応が変わるのである。

#### ③環境も変わる!

今回の違反対象物ばかりでなく、当局には特定用途防火対象物の違反物件も数多く存在しているのが現状である。

しかし、平成27年度から運用を開始した「防火対象物の公表制度」を履行するに当たり、違反物件を抽出し、公表制度が始まれば一般市民にも違反物件であることが、ホームページに掲載されるとなると、関係者も本気で違反是正に取り組んでくれるようになり、違反是正がし易くなったことは事実である。

本来であれば、もっと早く平成14年の消防法 令の改正時点で違反是正に移行すべきであった が、出来ていないことも事実である。

以前なら関係者が「なぜうちだけに厳しく言うのか?他にも違反があるだろう?」と言っていたが、今ではあまり耳にしなくなってきている。

時間とともに、違反是正の環境はますます整い、消防職員も違反是正しやすい環境が整備されてきている。

当局においても、前述のとおり「新たな違反是 正体制の構築」を実践しているところであり、今 後も違反是正がし易くなってきた環境の変化を 上手に取り入れ、違反是正に向けて取り組んで いくところである。

#### まとめ

私見であるが、違反是正の先進市は、初めの 1歩が早かっただけではないかと思われる。早 く最初の1歩を歩みだした分、それだけ経験値 が増え、あらゆる場面に遭遇してもそれをクリ アできるだけのノウハウが蓄積され、スキルが上 がっていったのではないだろうか。他の消防本 部の職員と比べてみても先進市の予防担当者レ ベルが特段に高いということではなく、要は経験 の積み重ねが多いかどうかだと思う。

もしも今、違反対象物で1件でも火災が発生 し、しかも死傷者が生じた場合、その被害者(遺



消防係も参加しての違反是正研修

族) に対して、我々消防は何と説明するのだろうか。又、当局がその対応に追われ、通常業務に手がつかないことは自明の理であろう。 その時に必ず「あの時に、違反是正をしていたら良かった」と思うはずである。

「敵を知り、己を知れば百戦発うからず」 「事前の一策は、事後の百策に勝る」

これは、今まさに自分が痛感している言葉で ある。

違反対象物の実態を優先順位をつけながら把握し、一番効果的な方策で火災が発生する前に出来得る限りの対処を尽くしておくこと。そのための手段の一つとして、粛々と行政指導から行政処分へ移行していくことも想定しておくこと。また、常に今行っている実務に対し「なぜ?どうして?」といった改革的な問題意識を持ち、その解決策を見出していくこと。これが大切であると実感する。

#### 全国の違反是正担当者の皆様へ

我々消防は、個人であり組織である。一人で 出来ないことはチームで対応し、チームでも対応 できない場合は応援も呼べる。

当局も先進市や弁護士の先生方の指導を受けながら、違反是正の道を手探りしながら歩き始めたばかりである。思いはあっても、なかなか違反是正へと進めない皆さんと同じである。それでも我々を突き動かしているのは「市民の安全・安心のため」という一言につきよう。そのためにも「先ず1件、違反処理をやってみませんか?」